

令和８年度第２回府中市障害者計画推進協議会議事録

■日時：令和８年５月２９日（金）午前１０時

■場所：府中市役所おもや４階 第１特別会議室

■出席者：

＜委員＞

曾根直樹、北條正志、寺澤元一、恩田興一、石川謙一、山口真佐子、
星千賢、中川さゆり、高橋史、泉愼一、永井雅之、
雨宮正治、柴田悦子、委員

＜事務局＞

福祉保健部長、福祉保健部次長兼高齢者支援課長、障害者福祉課長、
障害者福祉課長補佐、児童発達支援センターはばたき所長、障害者福祉
課係長、障害者福祉課主査２名、障害者福祉課主任、障害者福祉課事務、
地域福祉推進課主幹、地域福祉推進課長、地域福祉推進課長補佐

■傍聴者：なし

■議事：

- １．前回の会議録について
- ２．次期障害者計画 体系案について
- ３．次期計画者計画 障害福祉計画・障害児福祉計画 第１章・第２章
- ４．その他

【事前配付資料】

- ・府中市障害者計画 障害福祉計画・障害児福祉計画 骨子案

【当日配付資料】

- ・次第
- ・席次表
- ・前回会議録
- ・事前質問

議事

■会長

皆さんおはようございます。では時間になりましたので、第2回府中市障害者計画推進協議会を始めさせていただきます。本日の会議はおおむね2時間程度を予定しています。どうぞよろしくお願いいたします。始めに出席者の皆様について事務局からご報告をお願いいたします。

■事務局

本日の委員の出席状況ですが、18名中14名にご出席いただき、本協議会規則第4条第2項に規定する定足数を満たし会議が有効に成立しておりますことを報告いたします。また今回につきましても障害福祉計画（第8期）・障害児福祉計画（第4期）策定に向け、業務委託事業者の株式会社生活構造研究所より半田様と平尾様、北川様にもご出席をいただいております。なおご異動に伴い本日の会議をもちまして、委員が最後のご出席となります。会議の進行のご都合で恐縮ですが、冒頭に一言ご挨拶をいただければと思います。委員、よろしくお願いいたします。

■委員

皆様おはようございます。今回この計画の会議は前回の協議会を含め3年参加させていただきました。いろいろな立場の方からのご意見を伺い、いろいろ討議をする中で私が非常に勉強させていただいたと感じております。私は作業所の方に移動いたしますが、今後この計画がどういうふうになっていくのかというのを注視しながらまた仕事に活かしていきたいと思っています。後任は玉上という者がまた参加させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。ご挨拶の時間をいただきましてありがとうございます。失礼いたします。

■会長

ではこれまでありがとうございました。今日思い残すことがないように本日はよろしくお願いします。では議事に移りたいと思います。

1. 前回の会議録について

■会長

議事の1「前回の会議録について」事務局からご説明お願いいたします。

■事務局

まず資料の確認をさせていただきます。まず事前に皆様に送付しております資料は1つございまして、ホチキス止めの「計画の骨子案」がございまして。その他本日机の上に置かせていただいているものがA4、1枚の「次第」、「席次表」、「前回の会議録」こちらもホチキス留めの冊子です。また「事前質問」ということで1枚置かせていただいております。ここで資料の訂正箇所についてお伝えさせていただきます。事前にお配りしました骨子案の6ページ目の「3計画の位置付け」という図表があります。こちら「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第10期）・認知症施策推進計画」と左側にございまして、「認知症施策推進計画」は削除となりますので訂正の方お願いいたします。続きまして23ページをお開きください。「4障害児福祉サービスの実績」とありますが、図上のところに色付けになっている部分がございます。こちらは事務の都合上で付けておりますので、特段意味はございませんのでご承知おきください。続いて26ページ「目標3差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」こちらの図表の評価というところに○、△、×の下にーが入っておりますが、こちら不要になりますので訂正の方をお願いいたします。続きまして、30ページをお開きください。6行目に「就労支援事業の強化」の文章がございます。令和6年度には目標値の2倍を上回る96人となっておりますが、正しくは89人となります。31ページにも右下の方に令和6年度の実績ございまして、こちら併せて96人を89人に訂正いただきますようお願いいたします。次に32、33ページをお開きください。「郵送による調査から見た現状」についてはアンケート調査概要で重複している内容がございますので、こちらは内容を集約する予定でおりますので、ご承知おきください。最後に59ページ「視点3全ての市民が繋がりが合い」というところがございます。こちらの繋がりが合いの漢字ですが、ひらがなに修正しますので、「つながり」はひらがなで訂正をお願いいたします。最後に前回お話ございました障害福祉計画と障害児福祉計画の順番についてですが、いずれもサービス見込み量や提供体制の確保を定める実施計画として同列に位置付けるものでございます。順番については特に定められているものではござ

いませんが、国や多くの自治体で障害福祉計画、障害児福祉計画という順番を取っているということが現状としてはございます。事務局からは以上でございます。

■会長

ありがとうございました。資料の説明を飛ばしてしまって申し訳ありません。では今のご説明について何かご質問ありますでしょうか。よろしいですか。

(発言者なし)

■会長

では続いて議事録についてお願いいたします。

■事務局

では前回会議録についてご説明いたします。会議録につきましては毎回前回の分を事前資料でお送りし修正内容を会議でお伝えさせていただいておりましたが、今回につきましては会議期間が1か月と短く事前資料までの用意が難しいことから会議録につきましては本日、当日資料として配布させていただいております。委員の皆様におかれましてはお手元の会議録をご確認いただき、訂正などがございましたら6月12日金曜日までに事務局までご連絡をお願いいたします。なお期日までにいただいた修正内容につきまして、次回の会議にてご確認いただき正式な会議録として情報公開をさせていただく予定でございます。以上です。

■会長

ありがとうございました。では今回の会議録についてはこの後見ていただいて、6月12日までに訂正がありましたら事務局までご連絡をお願いいたします。

2. 次期障害者計画 体系案について

■会長

では続いて今日の会議資料について最初は体系案について事務局からのご説明をお願いいたします。

■事務局

それでは事前資料骨子案の64ページをお開きください。こちらが前回議論いただいた内容を踏まえて整えたものになります。前回から変更した箇所について、基本目標の上から順番に説明をまいります。まず1つ目ですが、こちらは記載が出来ていないのですけれども基本目標の1「(1) 地域生活を支えるサービスの充実」の部分になりますが、こちらは⑥として「地域生活の移行と定着」という言葉も追記することにしておりますので、そちらは加筆をお願いいたします。続いて、既に記載のある部分になりますけれども前回からの修正点を説明いたします。基本目標1の(2)の③「グループホームの充実」を追加しております。こちらはグループホームを自立支援協議会のすまい部会でも議論している内容というところで、ご意見いただきましたので方針に追加をしております。続いて(3)の③「地域の居場所づくり」を追加しております。地域の居場所として具体的には地域活動支援センターを指しており、地域活動支援センターの登録者数や利用者数、プログラム回数などを実績値とし、利用強化を図ることを見込んでおります。続いて、(4)「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進」を方針に移動しております。こちらが前回のご意見として広範な概念にあたるというご意見から方針に戻しております。続いて(5)「健康づくり・保健医療の充実」についてになります。こちらは元々「難病患者への支援」という記載がありましたが、こちらを削除し、医療的ケアを要する子どもへの支援を基本目標6から基本目標1に移動しております。難病患者への支援を削除した理由としては都の医療費助成や手当をしている事業が主というところで、今回の計画では障害者施策として新たに事業化する位置付けではないとしているためになります。また医療的ケアを要する子どもへの支援の場所を基本目標1に移動した理由につきましては対象が医療的ケアを要する子どもだけではなく、成人や当事者家族も含めて地域が支援する仕組みを構築していくという考えに基づいております。続いて、基本目標2の部分の説明になります。(2)「多機関協働による包括的な相談新体制の構築」につきましては施策の内容を①「当事者・当事者家族の視点に立った相談機能の充実」と②「重層的支援体制整備事業との連携」に変更をしております。続きまして、基本目標3になります。(3)「虐待の防止」につきましては前回の資料では②「地域・学校・職場におけるハラスメントの防止」の記載がありましたが、ハ

ラスメントは（１）の③「市や関係機関職員の障害理解の促進」の部分に含むという整理をし、（３）「虐待の防止」には①「障害者虐待の早期発見・早期対応」のみに整理をしております。続いて、基本目標４になります。（１）「市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発」について、障害理解・意識啓発のみの記載にしたが、今回①「市民への普及・啓発」、②「学校・子どもへの福祉教育」という言葉を追加いたしました。ここでは主に市民参加のイベントや研修などの参加者数や実施件数を指標としていきます。続いて、（３）「福祉人材の確保・育成・定着支援」につきましては、前回資料では具体的な施策の記載がないというところでしたので、今回①「福祉人材の確保・育成・研修機会の充実」、②「障害福祉を支える仕事や人材への理解の促進」を追加しております。なお①「福祉人材の確保・育成・研修機会の充実」を重点とすることにしていまして、こちらは今の資料には記載がないのですけれどもここは重点になりますので、追記をいただけたらと思います。続いて同じく基本目標４の（６）については①「障害特性に配慮した防災対策の充実」の部分を重点にというご意見があったのですけれども、こちらの指標などを考えていくにあたってこちらの①ではなく、②「避難行動要支援者支援」を重点にするというところで修正をしております。続いて、基本目標５になります。（４）

「地域活動への参加支援」では①「障害者が安心して参加できる活動の場づくり」の他に元々前回資料では②「社会的企業への支援」、③「参加支援に関する福祉事業所や地域福祉推進団体との連携」という言葉を記載しておりましたが、２つとも削除しております。まず②「社会的企業への支援」をなくした理由としましては、市の事業としては馴染みがない、馴染まないという点、③「参加支援に関する福祉事業所や地域福祉推進団体との連携」については同内容を既に基本目標４（４）、（５）で取り上げているというところから削除しております。なお「障害者が安心して参加できる活動の場づくり」ではイベント回数やその参加者数、バリアフリー対応件数など指標としていくことを考えております。最後に基本目標６になります。まず基本目標の言葉の表現の部分になりますが、「障害のある児童への支援の充実」とありますがこちらの表現を「障害のある児童及び家族への支援の充実」という表現に変更になりますので、そちらも追記をお願いいたします。同じく基本目標６の（１）の部分にこちらも記載がないのですけれども、（１）の⑦として「障害児相談の充実」を追記することにしておりますので、こちらも加筆をお願いいたします。続きまして、事

前にご質問、ご意見をいただいたものがありますので、本日お配りしました事前質問についての資料をご覧ください。まずいただいたご意見として基本目標１の（６）「介護者支援・家族支援」の部分につきまして、①「介護者の休息を支える環境整備」の表記を、「家族など介護者を支える制度整備」に変更というご意見になります。続いて、２つ目の質問として同じく「介護者支援・家族支援」の部分で前回の資料で「家族会の活動支援やピアサポート活動の充実、ペアレントトレーニングの充実」という表記がありましたが、今回前回の意見を一旦踏まえてなくしてはいるのですけれども、再度記載を出来たらというところでご意見をいただいております。続いて、３つ目の質問が（３）「地域における見守り・支え合いの推進」の部分の①「地域での交流・活動の促進」を重点施策に格上げというご意見になります。最後に（４）「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進」の部分には①②の施策の他に「③保健所の機能強化、④アウトリーチ事業の実施、⑤心理社会療法の励行のための補助」を追加したいというご意見をいただきました。こちらの変更の理由等もいただいていたのですけれども、資料には反映が出来ておりませんがこちらの内容を皆様にもご意見いただいて決めていけたらと思っております。事務局からの説明は以上になります。

■会長

ありがとうございます。ご意見ということだと思っておりますけれども、これから皆さんに前回の議論を踏まえてかなり盛り込んでいただいた修正版というのが今回出されたと思っておりますけれども、更にご意見等、ご質問がありましたらこれから大体１１時までの時間を使って議論を進めていきたいと思っております。最初に全員紙でご質問いただいておりますので、これについて改めてご質問を出してくださっている委員の方から何か補足やご意見がありましたらお願いしたいと思っております。では委員。

■委員

こういう形で見やすく事前質問についてということで一枚紙にさせていただき、誠にありがとうございます。昨日送ったばかりで大変な時間帯に送ってしまってすみませんでした。それで補足の説明いたします。時間がないと思っておりますので、まず１つ目の「介護者支援・家族支援」、これは新しい項目を設けていただくことは高く評価出来ます。た

だ施策について「家族等の介護者の休息を支える環境整備」。これは今回の計画骨子案のいろいろ全体像を見てみると、明らかにこれはいわゆる自立支援給付の1つである短期入所のことを意味していらっしゃるのだろうなといわゆるレスパイトというふうに思われました。それはもう一時的に当事者を預かる制度に過ぎず、いわゆる24時間365日のケアを担う家族の介護の負担を軽減出来る制度からは遥かに遠く及ばないサービスだと思っております。今回まとめていただいている前回の調査報告書の数字だけ言っておきますと60ページから61ページ、66ページ、111ページの調査結果からも家族の負担というのはかなり深刻だということが出ております。ということで単なるレスパイトで言葉悪いのですけれども、逃げるのではなくて「介護者の家族等介護者を支える制度整備」という方向性を示していただきたいと思います。もちろん今回の計画案の48ページの方にも書いていらっしゃる通り、「介護を家族だけに依存しない支援体制の構築を進める」というふうに書いていただいているのですから、一言で言うとこれは脱家族依存型ケアのことを言っているのだと思います。本当にそれを目標としていただくのであれば大いに結構なのです。ただしその脱家族依存型ケアの理想を達成するまでは相当の時間と財政が掛かります。その間に現実的な問題として当面家族が背負っている負担は、現実的な施策として支援が必要だということを強調したいと思えます。ということで今回の「家族等介護者を支える制度整備」に直していただきたいという理由にしたいと思えます。それから前回の資料では別途、特に委員もいらっしやいますけれども、家族会の活動支援とか、ピアサポート活動の充実、ペアレントトレーニングの充実ということもあってあの時は割と皆さん理解して納得していたというふうに私は理解したので、それが今回削除されているというのはいかなるものかと前回の長き時間にわたって議論した委員の意見を尊重していただきたいと思えます。それから次の方針（3）「地域における見守り・支え合いの推進」の施策「地域での交流・活動の推進促進」というのを私、重点施策に格上げしていただきたいというふうに希望したいと思えます。その理由はもちろん重点施策になっておる「地域生活支援拠点等の運営」とか、あるいは「基幹相談支援センターの機能強化」これは重要だと思います。それを私は反対しませんが実は前回の調査の結果からそういう公的なセンターとか、拠点というところは当事者からすると使用頻度がかなり低いのですよね。結局頼っているのは家族とか、友人なのです。あれだけ立派な建物が建てられているけれ

ども、居住場所から私どもの住まいの近所の障害者で行っている人はいません。遠いと言っています。それからセンターとか物々しいところは敷居の高さを感じるということで拠点センター方式は支援効果が低いというふうに私は思いますので、地域における交流をもっと高めなくてはいけないと思います。障害別に見ても調査の結果でも全く交流はなく、近隣に住む人は知らないというのが1割か2割。でも顔はわかるが挨拶はないというほとんど交流のない者を足すと4割強まで上るところもあります。ですから地域における交わりは大切です。それを私は重点項目にさせていただきたいと思います。具体的にはコミュニティ食堂とか、子ども食堂というものを各小学校区程度に作る。それで調理というのは大変なので府中市学校給食センターみたいなものを活用して栄養管理、調整、衛生とかを中央管理して各コミュニティに配食する。そこでいろいろな問題、障害だけではなくて貧困層あるいは高齢、ひきこもり、不登校、依存症、自殺などのいろんな課題、社会課題を抱えている人達の交流の場というふうにしていて、いろんな縦割りになっている予算を1つにまとめてやることが出来るわけですからそういう居場所づくりとして立派なセンターよりも、こういう個々のこぢんまりとしていても住民が集える場所というものを作っていただきたいというのが2つ目です。

■会長

すみません。もう少しポイントを絞って簡潔にご説明いただいてよろしいですか。

■委員

はい。わかりました。最後の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進」ですが、これは最後の③④⑤ありますが保健所の機能強化、私達も精神障害の当事者の家族達は保健所が何もやってくれないという強い不満を思っております。これは機能が低下しております。改善のためには2年間に3人ぐらいが変わる保健師さん達も定着させなくてははいけません。そういうことによって伴走型支援が可能になります。それから国の厚労省の通知においてもアウトリーチとか、訪問相談をやれというふうに言っておるわけですから、これもやっていただきたいと思います。それから結局は薬漬けにするという今の精神科医療、ものすごく貧困な我が国の精神科医療の在り方を改革するためにも心理社会療法や環境調整ということが非常に重要と言われて

おります。学術的にも指摘されているところです。これは自由診療になっておりますのでその負担は大きい。ですから心身障害者福祉手当というものを府中市も支給しておりますが、精神だけは除外されているのです。これについてはいろんな家族会の団体からも差別扱いをされていると、差別解消を率先して立ち上がるべき市当局が自らそういう精神障害者に対する差別待遇というものは改めていただきたいと思います。以上であります。

■会長

ありがとうございました。では以上のご質問について事務局から何かご意見がありましたらお願いしたいと思います。

■事務局

いただいたご意見等についてですが、まず①の施策名について変更するかどうかというところではご協議いただいて、修正は可能です。他の委員の皆様からご意見をいただければと思います。次に②「ピアサポート活動の充実、ペアレントトレーニングの充実」についても一旦削除した理由としましては家族者支援の中に介護者支援の各施策の中でピアサポートの充実、またペアレントトレーニングの機会の確保というところを細かく施策としては指標を見ることは出来ると考えておりまして、一旦ここの施策のところからは削除しました。ただまた元に戻すということも可能ですので、またご意見をいただければと思います。「地域における見守り・支え合いの推進」の施策についてですが、こちらの重点施策に格上げというご意見もまた他の委員の皆様からご意見をいただければと思います。ただ内容はコミュニティ食堂を想定しているということですので、地域福祉や子ども家庭支援、生活困窮支援などさまざまな分野にまたがる取り組みとなりますので、そちらを障害福祉計画に盛り込むというところではこういった形で盛り込むのかというのをご意見いただければと思います。最後に「にも包括の推進」でございますが、保健所の機能強化というところでは保健所が市の管轄ではないというところで、市の保健センターでの取り組みとか、保健所が関係機関と連携をしていくというところで、その重要性というのは市の方としても認識をしているところです。この計画において保健所の機能強化というものを個別施策として取り出すのではなく、関係機関との連携、相談支援体制というところでの取り組みの1つとして盛り込むことは出来ると思っておりますので、こちら他

の委員の皆様からご意見いただければと思います。アウトリーチ事業についてですが、「にも包括」の中で考えると、精神障害の方に対してのアウトリーチということだと、現状こういった事業というのが市では今はないというところがございます。該当するものとしては保健センターの方で歯科医師会の訪問診療というところで、それは精神障害の方ではなく、障害者の方に合った歯科医院の方を紹介するという事業になりますので、これが委員のおっしゃっているアウトリーチ事業には該当しないかもしれませんが、市としてはそういった事業も行っているところです。最後に「心理社会療法の励行のための補助」というところで、心身障害者福祉手当を精神障害者の方も対象とするようにというご意見をいただいておりますが、こちらは心身障害者福祉手当というものが都の事業と市も付随して行っている事業ではございますが、近隣市を見ましても都内の方では精神障害者にも手当を支給しているというところ委員の方からご教示いただきましたが、近隣市ではなかなかそういった手当ではまだ支給をしていないというところできちんご意見をまたいただいたということで、今回の計画に反映するという事は難しいとは思いますが、ご意見として市として受け止めたいと思います。以上です。

■会長

ありがとうございました。私もいくつか委員にお聞きしたいことがあるのですが、方針（６）の①「家族等介護者を支える制度整備」となっているのですが、制度整備というのは具体的にはどういう意味合いになりますか。

■委員

目標は、私は財政措置をかなり取るのであればケアラー支援法、ケアラー支援条例というものが必要になると思います。その中で財政的措置を取るあるいは財政だけではなくて介護者のエンパワーメントと言って、いろんな発達障害児に対するペアレントトレーニングも関係するのですが、介護技能を高めるとかそういうものの研修もあります。ですから何も金目だけではないので出来るところから進めていく。それで35の都道府県、市区町村がやっています。北海道、隣の埼玉県含めて8つの公共団体、27の市町村が条例を作っているのです。ですから東京の方でも具体的な政党名言えませんが、一番の中核の与党がそれを積極的にもう考えておるので是非とも府中市

も前向きに横並びにやっていないからやらなくて良いのだということではなくて、市民の顔を見て仕事やってほしいというふうに思っています。ですから制度整備というのはそういう意味です。

■会長

要するに条例を作ってほしいという意味なのですね。

■委員

目標は条例ですけれども海外では条例とか法整備はなくても政策でやっているところも多々あります。

■会長

条例作るとかとなると結構行政的にはハードル高くなってしまいうなと思って、とりあえず今回の計画なので体制整備とかそういった言葉だったら受け入れやすいかなと思ってそれでも大丈夫ですか。

■委員

ご質問ありがとうございます。体制整備ということでも結構だと思います。一步でも進めていくということで、いきなり市長提案で条例作れということは言っていないので、以上です。

■会長

体制整備というので。意味しているところは今のご説明で良くわかりましたので、そこは事務局にも受け止めていただけたらと思います。

■委員

後ほど参考資料は皆さん委員にも市当局にも共有出来る 1 枚紙ございますので、また別途配布いたします。以上です。

■会長

ありがとうございます。それから②のところ復活は別に可能ということなのでこれは特に削除するべきというご意見は前回なかったと思うので、これを元に戻していただくということで良いと思うのですけれども、あと次の重点政策に格上げの部分についてはお話を伺っていると、地域福祉計画とか、結構分野横断的な内容かなと思ひまして、

それで今回障害福祉計画はサービスの見込み量を策定するというのが大きな目標になっていますので、ここの項目に挙げるということはした上で分野横断的に進めていただくということでどうでしょうか。

■委員

ありがとうございます。他のいろんなところと僕は関わっていてこのコミュニティ食堂とか子ども食堂が非常に大事だと言われていて、いろんなところがそこの受け皿となってすくい上げているので、そこに予算とか、人員を集中させることが結構効果的になるわけです。そういう意味で他の自立支援協議会とか、あるいは別の協議会があればそこでそういう話も既に進んでいますと言ったら良いのだけれども、まだなければ我々のところでやりましょうとそこから始めて他のところに波及していけば良いわけであって、他のところはやっていませんから静かにするというのは、僕は誤りだと思いますね。

■会長

静かにするという意味ではなくて計画にはきちんとそれは書き込んだ上で、重点施策に格上げするということがたぶん障害福祉計画の見込み量を立てるという趣旨から言うと少し行政としては難しいのかなというふうに私は先ほどの説明で理解したのですね。だからしっかり計画には書き込んでいただくということでどうでしょうかというそういうことなののですが、いかがでしょうか。

■委員

ありがとうございます。重点施策の意味が私自身まだ充分読み込めていなくて、量、そういうところでなるのであればまだ具体化出来ない段階ですから次の段階というふうになるかもしれません。ただ何らかの形で強調させないといけないのではないかなとセンターだけを立派にして府中市ではなく他のところでは役人の天下り先になっているところもあるわけですよ。そんなもののために金を落とすよりも市民のために金を落としましょうよ。

■会長

それは私も同意するのですけれども、少し文章の中で分野横断的な取り組みをしっかりと評価するというような趣旨のことを書き込んでいただくということでも。

■ 委員

結構ですよ。だから全体像の文章のところでもそういうふうに反映していただいて私もまた案を考えます。ありがとうございます。

■ 会長

最後の「にも包括」の部分なのですけれども、保健所は都の機関になりますので都の機関の機能強化というのを市の計画で書くのは難しいかと思うのですが。

■ 委員

その心は厚労省の保健所及び市町村について、先ほど言及してある精神保健福祉業務運営要領、令和5年に出しているものですが、この通知では市区町村は保健所と深く連携して仕事をやれということになっているので、それは都だからということで何も関与しないのではなくて区市町村としてそれを求めると、それは都に対しても保健所の強化ということを求めるとするのは、私は大事だと思ってその姿勢は活かしていただきたいと思うのですね。

■ 会長

わかりました。そうするとだから文言としては連携強化ということで良いですか。機能強化というと直接手を突っ込むというそんな意味合いになってしまうかなと思うので。

■ 委員

もしそのところが権限関係であるのであれば保健所との連携強化ですね。ではその連携強化でいきましょう。ありがとうございます。

■ 会長

あとアウトリーチ事業の実施主体はどこになるのでしょうか。

■ 委員

アウトリーチは区市町村です。現在23区内の中では13区やっているとところが徐々に増えつつあるのですよね。我々も圧力を加えているので、そのアウトリーチも形骸化、形だけのところがあるのです。区議会で批判されると、区では担当職員がいると答弁するが、担当職

員は現業部門化しているわけではなくて普段のデスクワークやっている人が担当しているだけで、何かあったら行けよなというだけでそれだと24時間365日のアウトリーチにならないのでそれは意味ないというように言っておるので、事業の実施ということで府中市は多摩地域でものすごくリーダー的な存在ですから、ぜひ率先して事業に着手していただきたいと思います。

■会長

私の理解しているアウトリーチは訪問診療したりとか訪問看護を派遣したりして、24時間365日一人暮らしであっても支えるというそういうものと理解しているのですが、どういうものなのですか。

■委員

違います。訪問診療とか訪問看護とかいうことと全く別なのです。アウトリーチというのは繋がらない人。訪問診療と訪問看護というのは総合支援法上の自立支援給付の対象、それは申請ベースで申請者が申請して認められれば給付される。これは問題ないです。問題は何もやっていない引きこもり状態になっている、ゴミ屋敷になっているような人達というのがいるのです。それを例えば近隣の民生委員達が存在を把握した時に保健所とかと相談してアウトリーチ、そこは経費が出てくる、要するに報酬が出てくる世界ではないです。公的機関がやらなくてはいけない、そういうものです。

■会長

わかりました。そうすると今の内容ですと地域生活支援拠点等コーディネーターの役割とかなり被ってくる部分もあると思うのですよね。そういったものとして理解して良いですか。

■委員

本当にやっていращやるのであれば私は引っ越しして3年間府中市で暮らしていますけれども、保健所にも何遍も言っても何もしてただけなかった。私だけではなくて他の家族もそうなのですけれどもそういうところの存在すら教えられなかった。おっしゃっていたそんな素晴らしいものがあるのであれば、もっと我々に知らされるべきです。それで私も活用します。それを活用出来なかったらそれは嘘だったというふうになります。

■ 会長

嘘だったというのは最後やらなかったら嘘だったでしょうがないと思うのですけれども、この1の(2)の①に「地域生活支援拠点等の運営」が重点施策になっているのですね。コーディネーターを配置してしっかりやっていくという意味合いと私は理解していきまして、これはもう国の基本指針の中でもしっかり謳い込まれているのでコーディネーターと養成機関が連携して、これまでサービス未利用の人の実態把握をしつつしっかり支援していきましょうということも含まれているので、例えばそういった事業というふうに理解するのであればこういうところ

■ 委員

ありがとうございます。そうであれば結構だと思います。ただしセンターとかに言われているところの人は実態的に動かないのです。忙しい人が足りませんというだけであって動いていないからこの議論が出てきているのです。だからそこは本当に検証したいと思います。府中市のおっしゃっているセンターの方が本当に動くのかどうか。

■ 会長

府中市ではなくてこれは民間事業者がやるので、ただ拠点コーディネーターというのも令和6年の報酬改定で報酬加算の中で人件費を出せとなったばかりなので、実質的な動きというのがまだこれからの事業ではあると思います。

■ 委員

そうですか。わかりました。では私は委員と共にそういうのは本当に動くものなのか稼働しているかということを検証していきたいと思います。

■ 会長

そうですね。検証するというのはすごく大事なことでと思いますよ。ではそういうふうな理解で良いわけですね。

■ 委員

はい。

■ 会長

それから最後の心理社会療法は、これは手当の拡充ということが意図だというお話で、この辺は役所の方で引き取ってもらってどういう形で計画に書けるか整理してもらおうしかないかと思うのですが良いですか。

■ 委員

予算的に使えると思うのは心身障害者福祉手当だけですので、これは既に市役所にも届けておりますけれども、どんどんそれを精神の方にも含めていくというところは増えています。今年4月にも23区の方では板橋区と江戸川区が2か所増えました。どんどんこれはそのまま放置しておくで精神障害者を差別している。行政差別しているということが指摘されるので、だから府中市もそういうところ早く気付いて自ら動いていただきたいと思います。他のところが三鷹市とか、調布市がやっていないからやらなくて良いということではなくて、あくまでも市民を見ていただきたいと思います。以上です。

■ 会長

問題提起というふうに受けとめてよろしいですか。

■ 委員

はい。よろしいです。

■ 会長

ではここで役所の方でどういう形で記載出来るかどうかご検討いただけたらと思います。はい。どうぞ。

■ 委員

委員の思いがすごくわかったのですけれども、私としては府中でずっと団体として活動されている委員のお考えも伺いたいかなと思って。

■ 会長

はい。では委員、どうでしょう。

■ 委員

この事前質問、非常に多いので1つずつ聞いておりましたが府中の市町村の計画なので、その辺の委員のお話というのはすごく東京都の方の関係もやっぺいらっしゃるので、その辺も踏まえてお話があったのだと思うのですが、1つ1つあるのですが一応私としては今のお話聞いて同意もしているし、記載の方もやっぺいただければと思います。まず家族会の支える体制というのが良いかなと非常に思いました。制度というとハードル高いなと思ったのでこの体制ということで府中の範囲で出来る体制をまず作っぺいただければと思いました。以上です。

■ 会長

ありがとうございます。委員、何か今の意見ありますか。

■ 委員

わかりました。ありがとうございます。

■ 会長

そうですか。ありがとうございます。そうしたらでは他の委員の方からもご意見がありましたらお願いします。はい。委員、お願いします。

■ 委員

委員の関連してあるのですけれども、その前に基本的なこと私初めての参加なものですからよくわからないのですが、前回の資料では今回施策となっているのは取組というふうに書かれていたわけですね。取組というのは施策というふうに変わった。この資料が違っているという意味ですね。

■ 会長

これ前回皆さんからのご意見が出たので施策になったのです。

■ 委員

そうなのですね。私がよく聞いていなかったなのですね。ではイコールということですか。

■ 会長

いや、イコールと言いますか取組よりも施策と書いた方が良いのではないかと皆さんからのご意見があつて、事務局の方で修正してということです。

■ 委員

ですから中身はイコールということですね。同じということですね。

■ 会長

意味合いが変わっているということではないとは思うので、事務局に聞きましょうか。事務局、特に意味合いが変わったというわけではないということで良いのですか。文言修正。

■ 事務局

文言修正です。

■ 会長

ということですよ。

■ 委員

文言修正だけですかね。わかりました。まずそれが1つです。重点政策と先ほど若干説明があつたのですけれども、重点政策というのは実質的に事業を実施する時に他の事業と比べてどういう違いがあるのでしょうか。

■ 会長

では事務局からお願いします。

■ 事務局

重点施策については計画書の中でいうと第4章のところに重点施策として取り上げたものをまず載せているというところが、違いがあるというところと、ただ重点施策とすることで挙げた事業の数字を計画の期間の間にここを重点として指標を取っていくものということになりますので、他の事業との違いはそういったところになります。

■委員

もう1つよろしいですか。指標を取るということは具体的に細かくこの事業だけを追っかけていくということなのですか。

■事務局

そうですね。重点に挙げた事業について1個ずつ数字を取っていくというところと、あと総合計画の指標にも取り込まれる事業になってくるところになります。

■会長

これまでも計画の進捗管理というところでサービスの見込み量の評価と、あと重点施策の評価と2種類あったと思うのですよね。だから数字で評価出来るというのが重点施策には馴染むというところがあると思います。ただサービスの見込み量とかそれ以外の目標についても思い出していただくと○、×、△で評価をずっとこれまでもしてきたと思いますので、評価しないというのではなくて特別、全体を評価してその中でも抜き出して重点施策の評価ということでこれまでもやってきたと思います。

■委員

ありがとうございます。わかりました。それで施策と書いていらっしゃるわけけれども、これ1つ1つのところには具体的に今度予算と事業が貼り付いてくるわけですね。今回すぐは出ないと思うのですけれども事業と貼り付いた事業名が更に横にあると嬉しいかなというのが1つお願いいたします。それで今回の先ほどの委員の発言に関連して具体的な内容のところでも2点なのですけれども、私も前回いわゆるケアラー支援のところがいろいろと論議をしてきたわけで、そのところが私も気になって見たらこの文言が変わったということでびっくりしたわけなのですが、委員がおっしゃるようにレスパイトというふうに捉え方と同時にこの環境整備というのはホームヘルプやらデイなどに行っていくところだったと思うのですけれども、ただそういうことだけではなくてもう1つ大事なことは特に家族ですかね。ケアラーの方、現状をどういうふうに認識されているのかこの苦難の状況というのを人生の中でどう受け入れるのかというところは実際に非常に重要なところにあるのですよね。ですからそこをどういうふうに哲学的にと言いますか人生論的にと言いますか宗教的に言いま

すか、そういうものを提供していく場というものを事業として加えていくことが例えば直接集まるのではなくてもウェブ上でそういう研修会をすとか、そういうことが非常に重要な要素に私はなってくるのではないかなというふうに感じますのでそれを提案したいと思います。

■会長

具体的にはどういうものを追加したら良いのですか。

■委員

だから研修会とか勉強会とか名称はあれなのですけども、本当にその苦難なある状況をどう捉えてそれを苦難は苦難として引き受けるのだけでも、その中にある意味と価値をどういうふうに見出して希望を持って進めていくかというのを醸成する。

■会長

という結構この施策の項目にバチっと書くのは、おっしゃったこと全部取り込んだ言葉は生み出しづらいなと思って、要するに計画の中に少し言葉で書くということではいかがですか。

■委員

でも項目としてあったほうが良いなと。

■会長

だとしたら具体的にどういう言葉が。

■委員

今すぐ思いつかないです。

■会長

そうですね。

■委員

思いつかないけどただ市の皆さんが考えて、そういう精神的と言いますか人生論的と言いますか哲学的なところでもベースを醸成していく。

■会長

今の言葉を集約すると介護者支援・家族支援というところに尽きてしまうのかなと思って。

■委員

そうするとイメージ。

■会長

だから言葉で計画の中で書いていった方が良くはないでしょうか。

■委員

少し考えさせてください。

■会長

ではもし良い言葉が見つかったら教えてください。他にいかがでしょうか。はい。委員。

■委員

1つ質問があるのですが1の(4)「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの推進」で施策のところで「地域生活の移行と定着」というのがありますけれども、これは簡単に言えば退院支援と地域に戻ってそこで福祉なりに生活する基盤を整える。これも支援法でもちゃんとやっていて現在もそれが行われてだんだん病院の方も3か月、6か月で見直ししながら昔みたいに1年、2年、5年、10年経って入院するということはないようにということはおわかっているのですけれども、家族会の方で一番懸念しているのはその退院ではなくて急性期の急な入院体制なのですけれども、これが全く市の方は対応せず個人的に家族でやってくれ、民間のそういう医療移送を使ってくれということが多く出ていまして金額的にも高いのですけれども、これを入れてもらえることは出来ないのですかね。緊急時の対応という形で。

■会長

要するに移送サービスを入れて欲しい。

■委員

ではなくて移送サービスまでいくとハードルが高いので連携という形で家族は市の方にもすぐ連絡したのですけれども、保健所行ってくれと言われてそれで保健所からも保健所は病院の紹介をするけどそういうのは一切やりません。もし急だったら大変だったらもう警察に電話してくださいというような感じになってしまって、困っているという人が多いので退院の推進だけで終わっていると逆にそれはかなり定着してきているのですけれども、それを施策に持ってくるというよりも急性期に行われるそういう支援も入れて欲しいということなのですがどうでしょうか。

■会長

法律上それはあれですね。保健所の権限になっていますよね。要するに医療保護入院とか強制入院とかその部分だと思うのですが、はい。委員、どうぞ。

■委員

委員のおっしゃることはごもっともで私もそれは全く共感します。ただ会長の方からもお話のあった通り、精神保健福祉法の第36条から要するに知事権限による移送で急性期の時は今の法的移送制度はしてないのです。それは都全体の家族会では都庁に対して申し入れていて都議会にも申し入れているところなのです。これは知事の権限で身柄を例えば行動制限して送り届けるというそれだけ高い人権に関わる問題なので、すぐ市レベルの権限に出来る話ではないところがあります。でもご指摘はごもっともです。でもむしろ市が出来る仕事は不幸な急性期を迎えずそして不幸な強制入院にならないように、普段から市当局それから保健所が連携して問題を抱えているところに訪問相談援助するというアウトリーチをするということが必要なのです。そこは市がやることを厚労省のにも包括でも期待しているところなのです。むしろそういう急性期を避けるために普段から市は保健所と一緒にワークしろということが解決の出口だろうと思っております。ありがとうございます。

■会長

そうすると委員がおっしゃったような部分は先ほどの保健所との連携強化というのは修正が入るかもしれないので、その中の具体的な内

容として緊急時の入院の支援を保健所と一体になって進めるとか、そんな形で書き込んでいくというのはいかがでしょうか。はい。委員。

■委員

ありがとうございます。今のお話聞いて非常に安心しました。このままその状況が少し保健所との連携という形で取っていただけるなら心強く思います。ありがとうございます。

■会長

ありがとうございます。安心出来るかどうかはこれからの取り組み次第だとは思いますが、他にいかがでしょうか。ここの部分の時間が大体きていましてまたさらに今度具体的な第1章、第2章の検討もあるので、はい。委員。

■会長

家族会と全然関係ないのですけれども、1つ疑問があって基本目標1の(5)「健康づくり・保健医療の充実」の部分の施策のところの③「医療的ケアを要する子ども等への支援」は重点になっているのですが、これは障害のある児童への支援の中からこちらの一般に入っているのは何か意味があるのでしょうか。

■会長

事前に伺ったところ子どもも大人も対応するという意味合いというふうにお聞きしています。だから等が入っているのですけれども、ただ一般的には障害者等というふうに書いた時に障害者と障害児というのが一応法律上の解釈ではあるので、私も子ども等よりも障害者等と書いた方がこちらの文脈としては馴染むかなというのは少し感じてはいました。

■委員

この等というのは大人の等にもでもあまりそういうふうに一般的には思われませんか。子ども等というだけで子どもはたくさんと言いますか。

■会長

だから法律的な用語に合わせるのだったら障害者等。それで等には

子どもが含まれているというその方が良いのかなとは。

■委員

でもそれではなくこれでいくということなのですか。

■会長

いえ別に今日のご意見をまた更に、そこは別にそんなにこだわるものではないかなと思って事務局に。

■委員

少しそこのところだけ引っ掛かりました。

■会長

ではそこを少し。

■事務局

医療的ケアを要する障害者等という表現に変えることも出来ますので。

■会長

その辺は行政用語的な整備をしていただけたらと思います。あといかがですか。よろしいですか。

(発言者なし)

■会長

そうしたらではまた今日もいろいろ意見いただいてありがとうございました。ご意見を踏まえてまた事務局の方で整理をお願いしたいと思います。前回結構私の方が言いっぱなしの進行してしまったのでよくここまで修正したなと思って、事務局の修正案にはすごく感心したところではありました。

3. 次期計画者計画 障害福祉計画・障害児福祉計画 第1章・第2章

■会長

では続きまして計画の第1章・第2章の検討に入りたいと思います

す。事務局からご説明お願いいたします。

■事務局

それでは第1章・第2章についての説明をさせていただきますので、まず資料の2ページをお開きください。第1章では本計画の位置付けや施策の背景、考え方についての整理をしております。国の制度改革や社会動向を踏まえながら障害のある方が地域で自立し、安心して生活が出来る共生社会の実現に向けて本市としてどのように取り組んでいくかというところを示しております。続いて10ページが第2章になりまして、こちらでは本市の現状と課題についてまとめております。こちらは大きく7つの項目で構成されております、まず1番が「人口の状況について」です。高齢化の進行など本市の基礎的な人口動向を整理しております。続いて12ページが2番「障害のある人の現状」というところで手帳所持者の状況とか、障害のある方の増加や多様性の傾向を把握しております。続いて20ページになりますと3番「障害福祉サービスの実績」を記載しております。こちらでは訪問系、日中活動、デイサービス、居住系サービス、相談支援サービスなどの利用の動きを整理しております。23ページは4番「障害児福祉サービスの実績」というところで児童発達支援や放課後等デイサービスなどの利用状況をまとめております。こちらの表が、少し数字がまだ整えきれていないようなところがありますので、こちらでも改めて確認をして修正いたします。続いて24ページが5番「障害者計画の評価」というところで各施策の進捗状況を振り返り成果と課題を整理しております。それで32ページになりましてこちらには6番「アンケート調査からの現状」というところで調査結果から出た内容を集約して掲載をしております。続いて46ページに7番「次期計画策定に向けた課題と方向」というところで、先ほどご検討いただいた体系案の内容を具体的に文章化したものを掲載しているページになっております。簡単ですが説明は以上になります。

■会長

ありがとうございました。ではもうあと50分くらいになりましたので、皆さんからご意見いただけたらと思いますので順番にご意見があったらお願いしたいと思います。あと先ほど体系の方でいろいろご意見いただいたので文言できちんと先ほどのご主旨が反映されるようなご意見いただけたらと思います。では委員からお願いします。

■委員

いくつか数字とか文言の気になるところがあったのをまずお伝えしたいと思います。20ページの「訪問系サービス」の第6期令和5年度が令和4年度や令和6年度に比べて少し少ない、そこだけ少なくなっているのかなと思ってこの数値が本当にこれで正しいのかは確認していただければと思います。それから21ページの「居宅系サービス」で「グループホーム・ケアホーム」と書いてあるのですが、ケアホームはないと思いますのでこのケアホームを削除するかあるいは共同生活援助という言葉に変える方がよいのではないかなというふうに思いました。それから22ページの11番「地域活動支援センター」の令和2年度の実利用者数が5人になっているのでこの数字も違うのではないかなというふうに思いました。あと私で文章の中で気になったところとしましては48ページの下の方の(2)「相談支援体制と情報提供の充実」というところの下から2行目、「実際に相談に対応している地域生活支援センターや、計画相談支援事業所との連携については必ずしも円滑とは言えず」というふうな文章があるのですが、割と円滑にやっているのではないかなと思うので、もし課題があるのであればこの文章ではないのかなということは感じました。49ページの一番上なのですが、「地域生活支援センターの認知度は5割近くとなっていますが、利用しているのはその半数以下となっています」とあるのですが、1/3が高齢者というアンケートの中でこの数字というのが半数以下なのか、それとも65歳以下の方で利用している人がどのくらいいるのかというところも書かないと、利用している人がすごく少なく見えてしまうのではないかなと思いました。以上です。

■会長

質問が含まれていましたので、事務局からの回答をお願いしたいと思います。最初が20ページの第6期令和5年度の訪問系サービスの利用状況が極端に少なくなっている。これで正しいのでしょうか。正しければ別に問題ないのですが、

■事務局

数字についてはもう一度確認をしてみます。

■ 会長

では次回ご報告を。それから次のページのグループホーム、ケアホーム。確かにケアホームは制度的にはないので共同生活援助ということですね。

■ 事務局

資料修正いたします。

■ 会長

そして22ページの地域活動支援センターの実利用者数5人は、これは誤りですね。

■ 事務局

そうですね。と思いますのでこちらも正しい数字を次回お伝えいたします。

■ 会長

そして次は48ページでしたかね。これはこういうふうに書かれるのであれば、根拠を示してくださいという苦情でしかないと思いますが、いかがでしょうか。調査結果から何かこういうことが言えそうなことがあったのですか。

■ 事務局

確かに円滑にやっていたいていところももちろんあるかと思ひまして、ただまだ連携について課題として残る部分もあるというところで適切な言い回しが見当たらず、一旦こういった表現になっておりますのでもう一度言い回し、表現についてはこちらで確認いたします。

■ 会長

少し筆が滑ってしまったということですかね。では49ページの半数以下なのですが、ここはどうなのでしょう。

■ 事務局

こちらアンケートについては再度見直しをして、言い回しについても再度修正したいと思います。

■会長

地域生活支援センターについては、65歳以上は利用出来ないとなっていないから、先ほどのと思って分けなくてもいいのかなと思ったのですが、

■委員

割と65歳以下です。

■会長

利用出来ない。

■委員

利用出来ないといえますか。

■委員

65歳になると介護保険が優先になる方が多いので、そちらで地域包括支援センターの方に共有したり、情報提供したり、とかして相談に行っていたことが多いです。

■会長

これは相談件数ということなのですか。地域生活支援センターの利用ではなくて。地域活動支援センターは相談機能もあるかもしれませんが、どちらかというところというといえますか、そういうことになりますよね。けどそこは介護保険の優先原則には入っていないですよね。

■委員

精神障害の地域生活支援センター事業では別に65歳以上の人でもフリースペースに来てもらったりとかはしていますし、相談を一旦お受けして別に介護保険サービスを使いたいとか、障害福祉サービスを使いたいということで相談もあるので、一旦受けてそれでどういうご相談か聞いたりということはしていますので、結論として年齢で切ってはいないということとはございます。

■会長

これは今も市が独自にやっているのですか。精神障害者地域生活支援センターを継続しているということなのですか。

■ 委員

障害に関わるのは府中市が地域活動支援センター事業と相談支援事業を主幹していて、福祉法人などに委託をしているということです。

■ 会長

だから今の話だと年齢で分けていないという、でもこちらは年齢で分けていてどっちを取ったら良いのでしょうか。委員。

■ 委員

基本的には65歳未満の方の支援をするというのが地域生活支援センターということで、65歳を過ぎると先ほどもおっしゃったように地域包括ということで一般的な相談はそうなりますが、介護保険に馴染まないといいますか、精神や介護保険の中では支援出来ないような部分では支援センター、障害の方でも受けてはいますが、かなり人数は65歳以上となると激減していると思いますので、一般的には65歳未満というところで考えないと半数以下となっていますという聞こえが違うのではないかなというところです。

■ 会長

わかりました。これは役所の方で表現を整理していただくということでもいいですか。役所の方の委託状どうなっているか調べないと正確に書けないかなとも思いましたので、委員もご意見ありがとうございました。これは役所の方で引き取っていただいてよろしいでしょうか。委員、いかがですか。

■ 委員

今、委員もおっしゃられた部分が地域生活支援センターとしては気になる部分でしたので、ご回答いただいたのでその点は解決です。以上です。

■ 会長

他にはないですか。

■ 委員

今のところないです。

■会長

わかりました。委員。

■委員

52ページの「福祉人材の確保・育成・定着支援」というところで、人材の定着に向けて情報提供、意見交換、業務の効率化とか、関係団体、教育機関等と連携して福祉人材の裾野を広げる・・と書かれていますが、こういう書き方しか多分できないだろうと正直思っています。本当に福祉人材の裾野を広げるのは難しいことだと考えています。前回、私も喫緊の課題だと思っているとお話しさせていただいたのですが、今後人材離れがより進んでいくと思っています。福祉系は他の業種に比べると手を出したがないところがあると思っており、本当に何か方策を考えていかなければいけないことと思っています。私共のところでも1人外国の方を雇用しているのですが、順調に働いていただくために受け入れ側としてそれなりの努力をしていかなければいけないので、色々なことを総合的に取り組みながら人材確保をしていかなければならないと思います。施設運営の面でもヘルパーの確保の面でも本当に大きな課題だと思っています。

また、53ページの⑥「災害時要援護者支援の体制づくり」ですが、知的障害者の5割の方が1人で避難することができないと回答していると記載されています。先日、地域の方と話をする機会がありまして、そのご家庭では身体障害がある方が複数人いるそうですが、何時ぞやの大雨の時に、「逃げない、何があってもしょうがない」と覚悟を決め「避難しない」という選択をしたと。本来であれば近くに福祉センターの建物があるので何かあった時にはすぐに開館して避難できるようになると良いのですがと話しをしてくれました。本当に最近地震も含めて色々な災害があるので、避難したくてもできない人たちをどう救うのかを考えないといけないと、改めて思ったところです。重点施策のところにも避難行動要支援者の支援と書かれているので、しっかりと取り組んでいかなければいけないことだと思いました。以上です。

■会長

ありがとうございました。私もこの福祉人材の確保・育成はもう少し具体的に書く必要があると思って、1つはおっしゃった外国人の雇用。それともう1つは定年退職後の採用ということの2つは少し書けるの

ではないかなと思うのですが、例えば外国人材の活用ということを考えますとなかなか1人では孤独感を感じてしまうということなので、複数雇用した方が良いということですね。しかも同じ国の人。そうすると話が出来る相手が出来るということで、あとはいろいろな生活習慣ですとか言葉の問題をクリアするとか、そういったこと。だからどういう配慮があれば定着出来るかというのは個々の事業者というよりもやはり市全体で取り組めるのではないかなと私思っていて、なのでそういうことを少し加筆してもらおうということはいかがでしょうか。

■ 委員

おしゃっていただいた通り、外国の方1人で働いている中で、ある程度日本語でやり取りはできますがケースの共有自体も英語に直して見てもらおうとか、研修をやるにしても研修内容を一度英語に直して、その方用に準備するということをやらないと本人も疎外感を感じると思うので、努力はしていかないとしっかりと定着には向かわないと思っています。

■ 会長

ありがとうございました。そこは具体的にどう書けるかというのを事務局でも検討していただく、災害時のことについては避難行動要支援者の人は個別に避難訓練とかそういうことをどんどん進めていただこうと思っていたので、たぶんこれは防災の方の計画に関わると思うのでそちらと文言を合わせていただけると良いのかなと思いました。では委員、いかがでしょうか。

■ 委員

52ページですけれども、一応うちの方の家族会も障害者福祉団体の1つとして存続しておりますが、最後のところにいろいろな課題がある中で担い手の確保につながる取り組みというのはどういう取り組みか聞きたいと思います。

■ 会長

質問ということですね。事務局から担い手の確保、具体的な取り組みありますか。

■ 事務局

「障害者福祉団体への活動支援及び協働」のところですが、事業として想定しているのが当事者団体家族会等の活動への支援、また関係機関、団体間のネットワークの構築、障害者施設や団体と共に進める地域作りというところで施設と地域活動との連携というそういった事業の中で、担い手の確保がどういうふうな形で取り組み出来るかというところは各事業の中で努めていくというふうに表記していくと考えております。

■会長

要するに団体と繋がる機会を作るという間接的な支援ということですよね。担い手の確保も団体が主体になってやっていただくしかないかなと思うので委員、いかがでしょうか。

■委員

会長のおっしゃる通りで担い手の確保というのは会の方でももちろんそういう急務な問題としてやっていますから、ここに明記されたので市ではどういう取り組みがあるのかなと思ったので、その辺は家族会の方でも他の地域の団体とも交流がまだ少ないので、今後はそれをしていきながら進めたいと思います。ありがとうございました。

■会長

これは団体と繋がる機会を作って団体の担い手確保を間接的にサポートするみたいな表現の方が理解しやすいかなと私は思いました。次は委員。

■委員

今期自立支援協議会のくらし部会で府中市の移動支援事業についての見直しを結構根本をがつつり話し合いをしているのですね。それがこの計画において56ページの下から4行目「また、移動支援については、制度見直しの内容を踏まえ」とこの一文で方向性は全く間違っていないのですが、ただ書いているところが障害児通所支援等の充実の中に入ってしまったいてここではないよねこの文言というのはちょっと、それで体系の中にはたぶん1の(1)の④「移動・移送サービスの充実」というところに盛り込まれるのかなと思うので、せっかく一生懸命委員会で揉んでいるので、もう少し日の目の当たるところにこの文言を移していただけないでしょうかという希望です。以上です。

■会長

これはおっしゃる通りだと思いますのでご一考お願いいたします。では委員、お願いします。

■委員

47ページの④「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進」のところです。全体で読むとわかるのですが最初の部分で国がこうやっていますということで次から市がこういうふうに行っていきますというふうに書いていると思うのですが、最初の内容とか「施設入所や入院から地域生活への円滑な移行を支援します」ということで移行のことはちゃんと書いてあるのだけれども実際に今、地域包括ケアシステムの会議を年に2回行っていますのでそこでちゃんと地域生活を支えることも府中市はやっているのです、そのことを書いていただけたらいいなと思っています。

■会長

そこは加筆してほしいということですね。これは事務局の方でご対応いただければと思います。では委員。

■委員

気になったところは55ページの「障害のある児童への支援の充実」というところで、65ページの6の(1)の③「障害の早期把握・早期対応」というものがあるのですが、この取り組みの中では早期把握・早期対応と要素が書いていなくてこの辺は書いた方が良くはないかと思いました。というのも5歳児検診が始まっていてそういう取り組みの中で今後また需要がすごく増えるのではないかと考えております。なのでその辺の要素を少し入れていただけると良いかなと思いました。

■会長

ありがとうございました。これも具体的な市の施策として始まるということなので、ちょうど5歳はタイミングとしては重要といわれていますのでそこも検討いただけるといいと思います。では委員。

■委員

大変よくまとまっているなと思って特にないのですが、計画の体系のところで「介護者支援・家族支援」のところがずいぶん話し合われまし

たが、私も休息を支える環境整備だけでは少し不十分ではないかと思ひましてやはりアウトリーチということなども話題になっておりましたが、心理と休息を支えるとか何かいい言葉が出てくるわけではないのですが心理教育というのが一つ家族に対しても必要だということは従前からすごく言われていることで、例えば家庭の中で一緒に暮らしていくのに対応があまり上手くいっていない、症状に対して一生懸命叱ったり症状に対して何かやれと働きかけたりということの症状の理解ですとかそれから接し方の配慮ですとか、それから不穏時にどういうふうに家族としては行動すべきかということも情報提供ですとか心理教育ということも必要ではないかと思ひますので、ただ大変な時にどこかで見てほしいということだけでは解決しないことが多々あるように思ひまして、ここに何を入れればいいのかということとはわからないのですが私は思ひついたのが心理かなと、教育と入れると少し失礼かなと思ひるのでそういうふうに思ひました。また先ほど5歳児検診のことが出ましたが非常に重要なことだと思ひますので同感でございます。以上です。

■会長

ありがとうございました。「介護者支援・家族支援」については前回記載して今回こちらになってしまったやつも復活させるということなので、その要素も含めて少し内容を修正いただくということでよろしいですか。

■委員

はい。

■会長

心理。どういうふうに言ったらいいのですかね。気持ちの部分を支えるというような要素を入れた方がいいのではないかというご意見ということでよろしいですかね。はい。ありがとうございました。では委員、お願いします。

■委員

この委員の中にいて少し違和感を覚えるというのはここに私がいても良いのかなと。まず民生・児童委員というのは生まれる前から死ぬまで全ての困っている方にお節介をしてそれに対して対価を求めないというボランティア組織なので、感想ですけれども、言葉を選ばずに誤解

を恐れずに言うと障害者だけではなく全ての困っている方というのが我々の対象者なので、私がこの障害者に特化した協議会の中にいて常に私がここにいて良いのかなと違和感があって、我々は全ての困っている方を見つけて出来ることはするし、出来ないことは行政に繋ぐということでそれを全てボランティアでやっている団体なので、その中で確かに今ボランティア組織全てが人材不足というのは、これは全ての業界に言えるしボランティアも当然成り手がいないというこれは日本国全ての困りごとなのですがその中で繰り返しになりますが、私共は全ての困っているというのはいろんな生い立ちがあって、生活苦もあればいろんなことが全てのことに對して本当にこの仕事をやっていると困っている人だらけなのです。その中でこういう組織の運営をしていると恐縮ですけれども障害者以外でもお困りの方は、これは今の言い方は少し失礼な言い方かもしれませんがいろいろな思いを持っている中で、特に日本社会は困っている方が増えているような気がしてならないのでそういう方を何か自分で出来ることは限られているのですが、行政と繋げていってお互いに何かやっていこうということで日々やっている中で、この協議会でやっている専門的な意見を求められるのはここにいてこの委員になってからずっとここに座っていて居場所がないような気がしてならないというのがどうも感想で、一つ一つのことは専門家にお任せして我々としてはそういう困っている方を日々の活動から見つけて、こういう専門的な方々にお繋ぎ出来たら良いというふうに思っ日々活動しているということで感想だけになってしまって申し訳ありません。

■会長

ありがとうございました。計画の6ページを見ていただきますと府中市全体の計画の体系がどうなっているかという図があると思うのですが、確かに民生・児童委員というのはおそらくこの中でいうと地域福祉計画が一番馴染めるのかなというふうには理解します。ただここにある、困っている子どもや困っている高齢者の方とか、あと認知症の方もそうだと思いますし、障害のある方、自殺対策でいうとゲートキーパー的な役割とかいろいろな役割を担っていらっしゃると思うのですよね。それでそういった分野別のものが全部束になって地域福祉計画が作られてさらに市の総合計画に結びついていくという流れなので、少し居場所がない気はするのかもしれませんが、例えば日頃のご活動の中で障害のある方の中でこういうふうに困っているのかなということ

がもしあれば計画の参考になりますので、是非ご意見をいただけたらな
と思います。

■委員

はい。具体的な話を出来なくて申し訳ありません。

■会長

いえいえ、とんでもないです。障害者総合支援法の共生社会の実現と
いうのが目的になっていますので障害者だけというよりも、障害のある
人ない人もというふうになっていますので是非お気づきの点があった
らここでご意見いただけたらと思います。では委員、いかがでしょうか。

■委員

今の委員のお話を聞きながらそれと連動することが、私は全体を見て
きていないので本当申し訳ないのですが、今後の課題というところでど
う書けるかというのは難しいかもしれませんが、前回自由記述にあれば
ということでお聞きしたのですが、サービス利用の間6で利用したくな
いという方が20%、23%、27%と項目によって違うのですがかなり
高い数字があると、これについて自由記述のところで拾えたら拾って
書きますということでしたが、そこら辺のところ拾えているのか拾え
ていないのかというふうなこと。もし拾えていなかったとしても次年度
のところ利用したくないというところを探ることが課題としてあっ
ていいのではないかなと、サービスがわからないという人も結構高いよ
ね。サービスがわからないもしくは利用したくない。こういう市民に対
して制度そのものが行き届いていないもしくは具体的に利用したくな
いというふうになぜなるのかということは、非常に重要だと思うのでそ
こら辺のところを探っていくことは非常に重要なポイントかなという
ことがあります。自立支援医療の身体障害者手帳の間4のところ無回
答が80何%とか70%とか非常に多い、これが、制度そのものがもち
ろんご本人の状況もあったということもあるのでしょうけれども、周知
されていなくて言われるがまま医者に言われるから自立支援とか申請
してきたと、そういうことで細かい中身について知らされていないとい
うようなところもあるというふうに思いますので、それがやはり周知し
てわかって十全に中身の制度が使われていくようなことをやはり進め
ていくことが課題としているのではないかというふうに、この計画その
ものも市民が具体的に読んでいるのかというと私は府中市に長く住ん

でいますけれども初めて見たわけですね。市民が見ていないですね。だから施策があってこういう計画があってこういう事業が展開されているのですよということなのですねけれども、それをやはりもう少しわかりやすい版を簡易版ではなくて、もっと本当に先ほど言ったように市民が手に取ってそうか、そうかというようなものをパンフレットとして別刷りで作っていくことも大きな次の課題として入れていただくのが良いのかなというふうに感じておりました。

■会長

ありがとうございました。先ほどのサービスを利用したくないというところ、今回の調査は要するに障害者手帳を持っていたとしても障害福祉サービスを利用していない人がかなりいらっしゃるわけですね。というのは必要がない。サービスがなくても、生活が出来るという非常に自立度の高い方も調査対象に含まれていますので、例えばその辺が利用したくないという層のどのくらいを占めているかという数値は取れるのでしょうか。クロス集計で取っていますよね。

■事務局

アンケート調査についてですがサービスの利用については利用状況ももちろんですし、またサービスの満足度、サービスの不満な理由というものも説問としてありました。クロス集計については障害の種類と年代でクロス集計した結果は以前結果でお渡ししておりますので、もし必要であればその箇所はお示し出来ます。

■会長

ありがとうございました。利用したくないという設問だから、何か理由があって利用したくないのだろうというふうになるのだと思うのですが、実際にサービスなくて十分に自立して生活出来ている方も含まれていますので、そこの辺は解釈をしっかりとしないとサービスに問題があるから使いたくないというふうに言っているのだなというのも分析としては不十分かなと思いますので、その辺をもう少し精緻な分析が出来るようでしたらお願いしたいと思います。わかりやすい版については前回か前々回から作っていただいていたと思うのですが。

■事務局

障害福祉計画、障害児福祉計画についてはお持ちの現計画の青い冊子

ともう一つまた別に簡易版ということで、わかりやすく簡潔にまとめたものもご用意する予定です。

■会長

なかなか市民の皆様に読んでいただくというのは本当に難しいことですよね。行政の広報を読んでいる割合は2割という話も聞きますので、でもなるべく知っていただく努力ということは必要だと思います。では委員。

■委員

私は委員のような方は本当に必要だと思います。分野横断的に障害の有無に関わらず全体的な視点からのご意見を是非賜りたいと思います。是非言ってください。お願いいたします。それから先ほど委員がおっしゃった通りまさにその心理教育ということが本当に大事だと思っています。私も、息子に対して高い感情表出の親として接していたため、ものすごく息子が荒れたことがあったので、それは本当におっしゃった通りだと思います。大事なところだと思います。ありがとうございます。当事者の児童をケアされている委員みたいな当事者としての意見というのは本当に大事なので、今後とも積極的にご意見いただきたいと思います。ありがとうございました。それで私の指摘は細かいところで40ページの「地域交流と社会参加」の統計資料で「近所づきあいの現状」で、道で会えば挨拶する人が最も多く、こういう表現よりもどれだけ孤立しているかという深刻さを浮き彫りにすべきだと思うので、全く交流がない、挨拶はしないが誰なのか顔はわかるというのはほとんど接触がないのでそちらの数字を出した方が意味があると思います。精神障害の方はそういう2つのカテゴリーに属するのは4割強になっているので、深刻さの方を浮き彫りにすべきだと思います。それからその下の②では参加しているのは1割以下それも良いのかもしれないけれども、参加していないが8割～9割に及ぶということの方が深刻なので、そちらの文章に書き換えた方が良いと思います。41ページの③もここもいずれも参加したくないというのが結構高い。これが2割、3割なのでこれも孤立性が高い深刻さを浮き彫りにするためにそちらの方の数字を入れた方が良いと思います。42ページここで「はい」とした回答という、良い方の回答ではなく、「いいえ」を選んだ人の方が圧倒的に高いので、そっちの方の数字をむしろ書くべきだと思います。共生社会に全くなっていないというところで精神が9割、これは良いのですけれども全体的に

「ノー」と言った人の方を取り上げた方が良いと思います。次は47ページの③の文章の真ん中の方も先ほどの延長線上で障害等のある人への調査で近所付き合いの程度は全くない、知らないそこにプラス顔はわかるが挨拶はないを加えた方が2割という数字よりも3割、4割という数字の方が、インパクトがあると思うのでそちらの方の数字を加えていただきたいと思います。顔はわかるが挨拶はないを加えるべきだということです。それから先ほど委員からご指摘いただいた時に支援職の確保・人材育成、これはものすごく大事だと思っていまして51ページから53ページになるのですが、そこに福祉施設で働いている職員達の待遇改善ということが一番質と量の改善に繋がると思うのです。私が今まで、福祉施設で接してきた人で『ここを辞めました』という人にも、結構志が高い人がいらっしゃいます。なぜやめたのと聞くともう生活が成り立たないという理由だったので職員の待遇改善。でもこれは市の財政だけで背負える話ではないのでそれを書くとするならば、府中市としては近隣の区市町村と連帯して国や都に対して、あるいは都に対しては国にもっと介護報酬を上げろというふうに働きかけろと、強化しろという言葉を入れていった方が私は積極的な内容になると思います。賃金待遇改善の話を入れるべきだと思います。ここのところは私が少し案を書き足して送っても良いのですが、一度市当局の文章を見たいと思います。それで最後はコミュニティの話で54ページと55ページになりますが、ここの文章の中であればコミュニティ食堂とか、ボランティアへの手当ということも書けるのではないかなと、今後そういうものを目指して子ども食堂、コミュニティ食堂というものが地域の先ほど委員がおっしゃった通り、いろんな課題を抱えている人達の障害の有無に関わらず住民が集える場所、受け皿になる場所になりうるのでそういうところの整備というものも目指すとかそういう言葉であればいきなり予算措置に縛られることもないと思うので、でもそういう方向性は54、55ページのところに入れていくべきではないかと思います。とりあえず気づきの点は以上です。

■会長

ありがとうございます。確かにネガティブな回答を中心に書いていくというのがより課題が浮き彫りになるというのはその通りと思う一方、例えば隣の家の人顔は知っているが名前はわからないというのは障害のある人や家族だけの問題ではなくて、コミュニティ全般の課題だと思うので、例えば市の調査で市民を対象としたそういった意識調査み

たいなものはあるのですか。もしあればそれとの比較で例えば優位、障害のある家族の方が高いとなればそれは一つの記述として出来ると思うのですが、その比較がないと障害のある人だけが孤立しているというのは少し言いづらいかなと思ったのですが、どうでしょう。そういう調査はあるのでしょうか。

■事務局

こちらは確認してみないとなのですが、地域福祉計画等でもアンケートは取っておりましてそこに共通設問があればそこから数値を拾うことが出来ます。

■会長

一旦それと比較して障害のある人の方が優位にそういったところが見られるということであれば記載するという方向でよろしいでしょうかね。

■委員

はい。

■会長

そんな科学的とはいえないかもしれないですけども、一応根拠を持つというためにはというそんな程度なのですけども。それと統計の扱いについては今のようなご趣旨のことがいくつかありましたので、一般的な心理意識との比較で明らかに障害のある方の方がということがあれば少し強調して書いていただくということでいかがでしょうかあとは人材の待遇の改善、これは来年度、報酬改定を迎えるので団体ヒアリングしていると思うのですよね。なので家族会を通じて報酬改定検討委員会にむしろ直接行ってもらった方がダイレクトにいくのではないかなと思うのですけれども、たぶん計画に入れても間に合わないかと。

■委員

わかりました。

■会長

是非委員と連帯して国に行っていただくと良いと思います。あとコミュニティ食堂と子ども食堂については少し市の方でも財政措置してい

るというお話を事前に聞いたのですが、どうですか。ご説明いただいて。

■事務局

コミュニティ食堂に関しましては形態が様々なので、府中においては子ども食堂や高齢者の方を対象にした食堂というものが行われてはいます。その他民間の事業所が行っているものもあるかもしれませんが、基本的にコミュニティ食堂に関しては障害者の方も高齢者の方も子どもでも利用することが出来ると思うのですが、そういった形で環境がまだまだ整っていない部分もあるので、その辺は整理する必要もあるかなと思います。

■会長

子ども食堂とか、高齢者の居場所みたいなところには財政措置をされている。

■事務局

それは確かしているはずです。

■会長

それは子どもも少し入っていますので書いていただいて、そういったところを充実させているとか、そういう言葉が書けるのであれば書いていただいて、この辺は予算との兼ね合いがあってきつと議会との関係とかいろいろ気にされてしまうと思うので、どの辺まで書いていただけるか事務局の方で案を出していただいて、その上でまた委員からご一考いただくということではよろしいでしょうか。委員、どうぞ。

■委員

会長が、報酬改定が来年度だから間に合わないからとおっしゃいましたけれども、でもこの傾向というのは今までの経験からいうと変わるはずがないのですよね。文言の書き方はあれですが、大事なところをどういうふうに導いていくかということをして市の姿勢としてありますよということとは書き込んでおいた方が良くかなと感じています。

■会長

国の方でも処遇改善加算というものをつけて、1万5000円だか1万9000円だか、1人当たり給料が上がるようにするというようなこ

とも打ち出してはいるのですよね。それで税制度で行っているもののなので給付があるのは負担とセットということは言えると思うので、ただ給付だけ上げてくれというのは行政的にはなかなか言いづらいのかなと私は理解するのですけれども、もしそれを言うのであれば負担とセットで言わないと結局空手形とか、更に赤字国債発行するとか他の予算を回せば良いのではないかという議論もあるかもしれませんが、どうなのでしょう。お金のこと書くのであればもう少しその辺しっかり研究した上で書く必要があるかなと私は思うのですが、委員、いかがですか。

■委員

それは必要ないと思うのですよね。あとは国とか上が考えれば良いことです。現実、現場が困っているのだと、だからこれをちゃんとしない限りこのサービスは障害だけに限らず全ての福祉サービスがなくなってしまう。もう介護保険のホームヘルプは実際に崩壊していますからこれは本当に強く叫ばないと国はやってくれないと思うのですよ。だから財政措置、そんなもの関係ないですよ。お金はいっぱいいくらでもあるというふうにおっしゃる方いっぱいいますから。

■会長

たぶんそれは介護保険だと給付費分科会でも議論に挙がっているテーマで、障害福祉サービス報酬もテーマに挙がっているのでどうなのですかね。私はもう少し書くのだとしたらしっかりしたことを書かないと、スローガンで書くというような感じにならないかなと思ってしまいますが、いかがですか。お金がある人から取れば良いのではないかということとはたぶん役所としては書きにくいのだろうと思いますし、どうでしょうか。委員、どうぞ。

■委員

この計画の位置付けなのですが、最終的には予算等の兼ね合いも考えますし、市当局と市長の責任でやると思うので、ここの場にいる僕らは障害福祉というところに特化して議論は議論として出して、僕なんかは過激なこと言っているのかもしれないですけどもそれは取るか取らないかは、最後は市長の責任でそれを市民は見ているわけですから、そこは我々として議論はこういうものがあったというのは残しても良いのかなと。

■ 会長

議事録には今のご意見は当然残ると思いますが、最終的に市民に公表する計画の中でどこまで書けるかというのは事務局の方にも少し知恵を絞っていただいてということではいかがでしょうか。たぶんそこまで委員の言うほど直截なことはもちろん書けないのではないかと思います。どうですか。

■ 委員

お願いしたいです。

■ 会長

お願いしたい。わかりました。すみません。私が本当はブレーキ踏むようなことと言わない方が良いのかもしれませんが、どうしてもちゃんと理屈が伴わないとというふうに思ってしまうものですから失礼しました。

■ 事務局

先ほどアンケートの市民意識調査の地域福祉分野と障害分野の調査で共通設問になっているところがありましたので、近所付き合いの現状ということで全く交流はなく近隣に住む人を知らないという項目では障害者の平均は16.5%と一番高くなっていまして、一般の市民調査では11.2%、高齢の分野ですと一桁台とかそういうところで障害者が一番高いという状況がわかります。以上です。

■ 会長

そうすると他のデータと比較した感じでしっかりと書いていただくということは可能ですよね。

■ 事務局

これは共通で同時期に行った調査ですので、結果としてお示し出来ると思います。

■ 会長

そうするとより根拠を持って書けると思いますので。

■ 委員

20ページにその前に「障害のある人の現状」ということで手帳を中心に書かれていて、3は「障害福祉サービスをこれから考えていく上で実態、現状を客観的なデータで見るとどうなの」というコーナーだと思うのですが、意見としては利用実績の数は出ているのですが、供給体制のデータがないのでニーズに対してサービス基盤が足りているのかがこれだと見えないかなというふうに、例えば図の2の12見て居宅の人は390人から381人、そんなに増えていないと見てしまって良いのかということで、ヘルパーが足りなくて支給決定は受けていても利用出来ていないということなんかもあるかもしれないと思うと、ヘルパー事業所は増えているの、ヘルパー増えているの、減っているのがないとこれで十分かどうかは見えないなというのが率直なところなので、これは事務容量とかでも客観的データの活用ということで支援区分の認定状況や支給決定者数とか、伸び率とかそういうものをちゃんと出しなさいとなっているので、そういうデータを私は出すべきではないかなというのが一つです。これから福祉計画の数値考える上で足りている、足りていないをここで拾うので、これだと評価しにくいのかなというのが一つともう一点は54ページの「障害のある人の社会参画の推進」の①「障害のある人の政策・地域づくりへの参画」という文章なのですが、せっかく政策あるいは地域づくりへの参画となっているので少しでも一歩踏み込んでいただいて、ここでもテーマになった協議会への参画割合を増やすことを目指すとか、そういう当事者参画がというせっかくのコーナーなので委員の定数の見直しますまではきっと書けないでしょうけれども、参画割合を引き上げていくぐらいは触れてもらっても良いのかなと思いました。

■会長

ありがとうございました。当事者の参画ということは本当に私も重要だと思ってしまして、今回のこの場も家族の当事者はいらっしゃいますが、障害当事者はいらっしゃらないわけですね。そこは是非書いていただけたらと思いました。あとサービスのキャパシティなのですが、そこらには何か見込み量のところでどのぐらいの。これから出てくると思うのですが、それも特にないのでしょうか。

■事務局

確認します。

■会長

次回見込み量の資料が出てくると思うので、その中でキャパシティは入れないといけないですね。

■委員

例えば日中系とかであれば総定員は増えていっていると、だけど利用の人数でいうとこれぐらいという比較が伸び率とかを見ないと十分なのかどうか、感覚的にいうともしかしたら事業によっては供給ばかり増えて利用の伸びと合っていないということがそういうところできっと見えるのではないかなと思っています。

■会長

他市の利用の人というものを分けないといけないから、なかなかデータの整理も大変かなと思いますが、もし何かあれば。

■事務局

現行の計画で、サービス見込み量で数値が出てくるとおっしゃっていただきまして、まさにその通りでサービス見込み量の実利用者数とサービス量という項目がございますのでそこで供給と言いますか、サービス量と実際の利用状況というのを比較出来るようになっております。

■会長

ただ実利用者数は他市の人を除かれているのではないですか。入っているのですか。

■事務局

その点については確認してきます。

■会長

そこが入っていないと空いていると思っていても実は埋まっているみたいなことが起こる可能性もあるので、時間が過ぎてしまいましたがあといかがでしょうか。追加でありますか。どうぞ、委員。

■委員

46ページの「安心して生活できる住まいづくり・環境づくり」というところで、住宅の確保の充実やグループホームの充実に対し、精神障

害者・知的障害者の方の割合が載っています。私共の施設利用者ご家族からも府中市内で色々な形態の住まいがあると良いという意見を伺っておりまして、肢体不自由の方も含めて住まいの確保というのは課題なのだと思いますが、そのあたりで肢体不自由児者父母の会の委員にご意見をいただきたいのですが。

■会長

では委員。

■委員

その件につきましては前回の会議録のところで私が取り留めもなく話した文字起こしをまとめて修正している最中なのですが、私達は団体としても当初グループホームを終の棲家と考えて作ってほしいという要望は長年続けてきて、そのための資金を貯めるということも会として、してきたのですが最近私達の肢体不自由、知的障害と身体障害を両方持っている重度の重複障害者になりますとグループホーム、お世話人がいて過ごすという形態ではなかなか厳しい、初めてあけぼので樹林の家を作っていて、出来た当初は第2第3の樹林の家をというつもりで私達も応援するという気持ちでいたのですが、実際に重度の人がグループホームでずっと過ごすというのは相当経営的にも厳しいし、本人的にも厳しいということがあって、皆さん行くのは医療の整っている入所施設に最終的には入っていくというようなことになっていて、施設は新しく作りませんと東京都が言っているので、やむなく都外の施設とか、遠方の施設に入らなければならないという状況があってそれは致し方ないとは思っているけれども望んでいる形では決してないので、会の団体の目的も住み慣れた地域で暮らしていきたいのだというのが一番あるので、そういう意味ではグループホームという形だけだと私達の対象の人にしては不十分かな。かといってでは入所施設を作ってくださいというのをここに載せるのも少しまた違うのかなと思うので、何が良いのかなということは皆の中でも考えている最中ということが正直なところ です。

■会長

ありがとうございます。委員、いかがでしょうか。

■委員

おっしゃっていただいた通りかと思っていて、入所施設と書けないと私も思っています。では身体障害の方向けのグループホームとなるとマンパワーが必要となり、そうすると先ほどの話の人材確保というところに繋がってしまうので、正直どう表記したらよいのかわからないのですが、本当に大きな課題を抱える時代だなと思っていますし、大事なところかと思ひ聞かせていただきました。

■会長

ありがとうございました。確かグループホームについては結構細かく障害別とか年齢別に調査していただいたので、重複障害の方みたいなことをもし拾えるようでしたら少し盛り込んでいただけると良いのかなと思いました。あとは要するに府中市内で住まいの場を確保したいというそういうことですよね。

■委員

出来れば近くに行きたいというのは願いです。

■会長

わかりました。それではだいぶ時間が過ぎてしまい申し訳ありませんでした。一応よろしいでしょうか。

(発言者なし)

■会長

では最初にあったように前回の会議録については事務局までご意見いただけたらと思います。では事務局にお返ししたいと思います。

4. その他

■事務局

最後にその他というところで、次回の会議日程についてお知らせいたします。次回は6月26日金曜日の午前10時から正午にかけて行います。場所は本日と同様第一特別会議室で行います。先ほど会長からもお伝えいただ、会議録につきましては6月12日までにご連絡をお願いいたします。次回の内容につきましては検討中ではありますが、前半で現計画の実績報告、進行管理表の実績の確認を行い、後半については次期

計画の検討の続きが出来たらと思っております。また内容等についても開催通知で詳細はお伝えさせていただきます。では本日の会議は以上となります。ありがとうございました。